

特別高圧・高圧のお客さまにおける 電気料金メニューの見直し詳細

2024年 9月30日
東京電力エナジーパートナー株式会社

- 当社は、特別高圧・高圧の新しい標準メニューとして、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「卸電力取引所」）におけるスポット市場価格の変動を反映させる割合が異なる3種類の電気料金プラン（以下、合わせて「新標準メニュー」）を2024年4月に新設し、これまでに約1万件のお客さまにご加入いただいております。
- これらの新標準メニューについて、当社の電源調達状況および販売電力量の最新の動向を反映するため、燃料費調整・市場価格調整の算定諸元および基準市場単価^{※1}の上限を見直すとともに、基準市場単価を月別に設定することといたします。
- 加えて、新標準メニューにご加入いただいたお客様の声を踏まえ、新標準メニューの料金その他の供給条件を見直すことといたしました。今後もお客様の声を踏まえ、新標準メニューの見直しを行ってまいります。
- また、2023年度以前からご提供してまいりました電気料金メニュー（以下、「旧標準メニュー」）は、新規加入受付を継続している一部のプラン^{※2}についても2025年3月末をもって新規加入受付を終了し、また、2026年3月末をもって全ての旧標準メニューを廃止いたします。
- なお、旧標準メニューにて2025年度のご契約をいただく場合についても、新標準メニューと同様に当社の電源調達状況および販売電力量の最新の動向を反映するため、燃料費等調整の算定諸元および基準市場単価の上限を見直すとともに、基準市場単価を月別に設定することといたします。また、これらの見直しに伴い、お客様のご負担が変わらないように電力量料金単価を見直します^{※3}。
- 当社は、引き続き、お客様に安定的に電気をお届けできるよう努めるとともに、お客様のニーズや市況に応じた魅力的なサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

※1 平均市場価格が1円/kWh増減した場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額をいいます。

※2 業務用季節別時間帯別電力、業務用電力、高圧季節別時間帯別電力、高圧電力をいいます。

※3 具体的な算定方法は、P15を参照下さい。

1. 新標準メニューの見直し	P4～11
2. 旧標準メニューの廃止等	P12～16
参考資料	P17～26

1. 新標準メニューの見直し

～2024年4月からご提供を開始した3種類の電気料金プラン～

- 当社の電源調達状況および販売電力量の最新の動向を反映するため、燃料費調整の算定諸元を見直します

燃料費調整	算定諸元	ベーシックプラン		市場調整ゼロプラン	
		見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
	基準燃料価格	57,500円/kl	49,800円/kl	57,500円/kl	49,800円/kl
基準燃料単価	特別高圧	16銭9厘/kWh	18銭5厘/kWh	20銭1厘/kWh	22銭6厘/kWh
	高圧	17銭4厘/kWh	19銭0厘/kWh	20銭7厘/kWh	23銭1厘/kWh
換算係数	α (原油)	0.0048	0.0030	0.0048	0.0030
	β (LNG)	0.3759	0.3489	0.3759	0.3489
	γ (石炭)	0.6725	0.7318	0.6725	0.7318

1 – 2. 市場価格調整の算定諸元の見直し内容

- 当社の電源調達状況および販売電力量の最新の動向を反映するため、市場価格調整の算定諸元および基準市場単価※1の上限を見直します
- 基準市場単価について、より適切に市場価格を反映する観点から月別に設定いたします

市場価格調整	算定諸元	ベーシックプラン		市場価格連動プラン	
		見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
	基準市場価格	11円22銭/kWh	12円64銭/kWh	11円22銭/kWh	12円64銭/kWh
基準市場単価	特別高圧	30銭9厘/kWh	月別の単価を2024年12月末までにお知らせ	1円11銭4厘/kWh	1円11銭4厘/kWh
	(上限値)	32銭8厘/kWh	50銭0厘/kWh	–	–
	高圧	31銭7厘/kWh	月別の単価を2024年12月末までにお知らせ	1円14銭2厘/kWh	1円14銭2厘/kWh
換算係数	(上限値)	33銭7厘/kWh	50銭0厘/kWh	–	–
	δ1 (全日)	0.8288	–※2	–	–
	δ2 (昼間)	0.1712	–※2	–	–

※1 平均市場価格が1円/kWh増減した場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額をいいます。

※2 ベーシックプランにおける市場価格調整を4時間帯区分での算定に見直しすることにより、換算係数は無くなります。

- 省エネ等により契約電力を抑え効率的に電気をご使用いただいた場合にメリットが出るように、従来と比較して基本料金を高く、電力量料金を低く設定いたします※1
- 市場価格が高い時間に電気のご使用量を抑えていただくことで、電気料金を低減できるように、市場価格連動プランと同様に、市場価格調整単価を4つの時間帯ごとの市場価格に基づき算定することいたします

	見直し前	見直し後
市場価格調整	全日のスポット市場価格※2、 昼間のスポット市場価格※3 に基づき算定。	時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定。 <ul style="list-style-type: none">朝時間…平日(土曜日を含む)の午前8時から午後1時までの時間昼時間…平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間晚時間…平日(土曜日を含む)の午後4時から午後10時までの時間夜時間…朝時間、昼時間および晚時間以外の時間。ただし、日曜・祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。

※1 見直し前後における基本料金・電力量料金単価は、「別紙2_電気料金単価表」を参照下さい。

※2 午前0時から翌日午前0時までの単純平均スポット市場価格をいいます。

※3 午前8時から午後4時までの単純平均スポット市場価格をいいます。

- 市場調整ゼロプランについて、省エネ等により契約電力を抑え効率的に電気をご使用いただいた場合にメリットが出るように、従来と比較して基本料金を高く、電力量料金を低く設定※1することに加え、お客様の声を踏まえ、ご加入いただきやすい供給条件に見直します
- 市場価格連動プランについて、基本料金※1を引き下げます

<市場調整ゼロプランの供給条件の見直し内容>

		見直し前	見直し後
供給条件	契約電力変更※2	<ul style="list-style-type: none"> 契約当初の契約電力からの増加は不可。 需給開始後1年間、契約電力の段階別設定は不可。 	(廃止)
	最低引取電力量※2	契約電力×250時間	(廃止)
	未達精算金※2	未達電力量（最低引取電力量-1月の使用電力量）×電力量料金単価	(廃止)
	契約期間	2年	1年
	期中解約金※3 ①各年度の期中で解約される場合 ②契約期間が1年以上残っている場合（12カ月分）	<p><契約電力が500kW未満のお客さま></p> <ol style="list-style-type: none"> (契約電力×基本料金単価×力率割引※4)×各年度末までの残存契約期間×10% (契約電力×基本料金単価×力率割引※4)×12カ月×5% <p><契約電力が500kW以上のお客さま></p> <ol style="list-style-type: none"> (契約電力×基本料金単価×力率割引※4+最低引取電力量×電力量料金単価)×各年度末までの残存契約期間×10% (契約電力×基本料金単価×力率割引※4+最低引取電力量×電力量料金単価)×12カ月×5% 	<ol style="list-style-type: none"> (契約電力×基本料金単価×力率割引※4)×各年度末までの残存契約期間×10%

※1 見直し前後における基本料金・電力量料金単価は、「別紙2_電気料金単価表」を参照下さい。

※2 契約電力500kW以上のお客さまが対象です。

※3 需給開始に至らないで需給契約を消滅しようとされる場合を含みます。

※4 力率を100%として計算いたします。

- 関東エリア※1外においても、お客様のニーズに応じて、卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を反映させる割合が異なるプランを選択いただけるよう、新標準メニュー（ベーシックプラン・市場調整ゼロプラン・市場価格連動プラン）をご提供いたします
- より適切に市場価格を反映させていただくため、平均市場価格および基準市場価格※2を電気のご使用場所が属するエリアのスポット市場価格をもとに算定いたします

* 現在、電気需給約款【全国高圧・全国特別高圧】（2024年3月1日実施）に基づきご契約いただいているお客様は、2025年4月以降、当社とのご契約を継続いただける場合、見直し後の電気料金プランをご契約いただくこととなります

	見直し前	見直し後
電気料金プラン	常時電力 自家発補給電力 予備電力	ベーシックプラン 市場調整ゼロプラン 市場価格連動プラン※3 予備電力 ブレンド契約（自家発補給電力）
平均市場価格	関東エリアのスポット市場価格に基づき算定します。	電気のご使用場所が属するエリアのスポット市場価格に基づき算定します。

※1 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）となります。

※2 見直し前後における基準市場価格は、「別紙2_電気料金単価表」を参照下さい。

※3 北海道エリア、東北エリア、北陸エリア、中国エリアおよび九州エリアのお客さまは、離島ユニバーサルサービス調整項を市場価格調整単価に含めます。離島ユニバーサルサービス調整項は、市場価格調整単価の算定式のうち、離島基準燃料価格、離島基準単価および当月の離島平均燃料価格を用いて算出する部分を指します。

- 契約電力や使用電力量次第で、各プランの見直し前後の電気料金の影響は異なります
- 今後の燃料価格やスポット市場価格の動向によって、最も安価となるプランは変わります

〈料金見直しの前提とした平均燃料価格および平均市場価格で試算した場合の見直し影響額〉

試算条件

■ 平均燃料価格

料金見直し前	料金見直し後
51,000円/kWh (2024年4月～6月 の貿易統計価格)	49,800円/kWh (2024年4月～6月 の貿易統計価格)

■ 平均市場価格

料金見直し前	料金見直し後
12円94銭/kWh (2024年5月～7月 のスポット市場価格)	12円64銭/kWh (2024年5月～7月 のスポット市場価格)

* 消費税等相当額、燃料費調整額、市場価格調整額を含みます。* 再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

* 力率は100%で算定しております。* 国による電気・ガス料金支援による割引は含みません。

* 燃料費調整額、市場価格調整額はそれぞれ見直し前後の算定諸元で算定しております（見直し後の基準市場単価は上限値の0.5）

			月額料金・見直し前	月額料金・見直し後	差額
低負荷率	契約電力 150kW 月間使用電力量 30,000kWh	ベーシックプラン	81万円	88万円	7万円
		市場調整ゼロプラン	85万円	91万円	6万円
		市場価格連動プラン	71万円	69万円	▲2万円
中負荷率	契約電力 600kW 月間使用電力量 210,000kWh	ベーシックプラン	494万円	502万円	8万円
		市場調整ゼロプラン	513万円	513万円	0万円
		市場価格連動プラン	434万円	428万円	▲6万円
高負荷率	契約電力 1,200kW 月間使用電力量 540,000kWh	ベーシックプラン	1,215万円	1,203万円	▲12万円
		市場調整ゼロプラン	1,259万円	1,226万円	▲33万円
		市場価格連動プラン	1,067万円	1,056万円	▲11万円

* 負荷率：契約電力に対する使用電力量の割合、(使用電力量) ÷ (契約電力) にて算定する

- 2025年度のお申込み受付は、2024年10月下旬より開始いたします
- 開始日については準備が整い次第、ホームページにてご案内させていただきます
- お申込みは、当社ホームページ（専用フォーム）にて受け付けます。具体的なお申込み方法等につきましては、9月30日（月）に、当社ホームページにてお知らせいたします
- なお、当社が電力供給可能な想定電力量の上限に到達した時点をもって、市場価格連動プラン以外の受付を終了いたします

<当社ホームページへの掲載の流れ>

9月30日（月）

<特設ページ開設>
・メニューの見直し内容
・お申込み手続きのご紹介

10月下旬

・お申込み受付開始

2. 旧標準メニューの廃止等

～2023年度以前からご提供してきた電気料金メニュー～

- 新規加入受付を継続している一部のプランについても2025年3月末をもって新規加入受付を終了し、また、2026年3月末をもって全ての旧標準メニューを廃止いたします
 - 2026年3月末時点で旧標準メニューをご契約中のお客さまは、2026年4月以降、当社とのご契約を継続いただける場合、新標準メニューをご契約いただくこととなります
- ※2026年4月以降の新標準メニューの詳細は、来秋公表予定となります

2025年3月末をもって新規加入受付を終了する電気料金プラン

高圧

- 業務用季節別時間帯別電力
- 業務用電力
- 高圧季節別時間帯別電力
- 高圧電力

※ 2025年4月以降、旧標準メニューを継続する場合で、自家発補給電力または予備電力のご契約を新たに希望される場合は、旧標準メニューの自家発補給電力または予備電力をご契約いただけます。

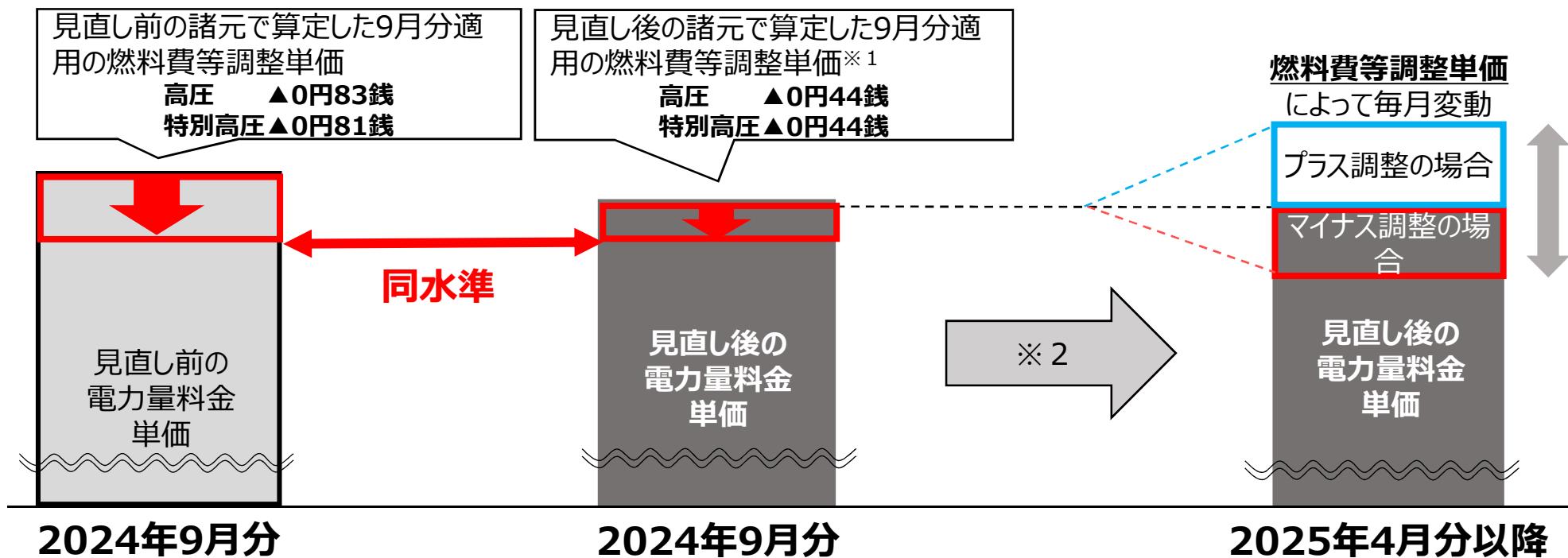
- 当社の電源調達状況および販売電力量の最新の動向を反映するため、燃料費等調整の算定諸元を見直します
- 基準市場単価について、より適切に市場価格を反映する観点から月別に設定いたします

算定諸元		見直し前	見直し後
基準燃料価格		57,500円/kl*	49,800円/kl*
基準燃料単価 (税込)	特別高圧	16銭9厘/kWh	18銭5厘/kWh
	高圧	17銭4厘/kWh	19銭0厘/kWh
換算係数	α (原油)	0.0048	0.0030
	β (LNG)	0.3759	0.3489
	γ (石炭)	0.6725	0.7318
基準市場価格		11円22銭/kWh	12円64銭/kWh
基準市場単価 (税込)	特別高圧	30銭9厘/kWh	月別の単価を2024年12月末までにお知らせ
	(上限値)	32銭8厘/kWh	50銭0厘/kWh
	高圧	31銭7厘/kWh	月別の単価を2024年12月末までにお知らせ
	(上限値)	33銭7厘/kWh	50銭0厘/kWh
換算係数	δ_1 (全日)	0.8288	0.5425
	δ_2 (昼間)	0.1712	0.4575

* 2024年4月～6月の貿易統計価格に基づき算定いたします。

- お客様のご負担が変わらないよう、燃料費等調整の算定諸元の見直しとともに、電力量料金単価を見直します
- 具体的には、「見直し前の電力量料金単価に、見直し前の2024年9月分の燃料費等調整単価を加えたもの」と「見直し後の電力量料金単価に、見直し後の2024年9月分の燃料費等調整単価を加えたもの」が公表時点において、同じ水準となるように、見直し後の電力量料金単価を設定します
- そのうえで、基準市場単価の上限値にもとづき算定した燃料費等調整単価を加算し、燃料費等調整前の電力量料金を計算いたします

＜見直し前後の電力量料金単価と燃料費等調整単価の影響＞



※1 基準市場価格の算定期間（2024年5月1日～7月31日）と平均市場価格の9月分の算定期間（2024年4月21日～7月20日）の相違に伴い、燃料費等調整単価が発生いたします。なお、基準市場単価は、高圧・特別高圧ともに上限値で算定しております。

※2 見直し後の料金適用開始までは、見直し前の電力量料金単価および燃料費等調整単価により電力量料金を計算いたします。

- 料金見直し後の基準市場単価を上限値（50銭0厘/kWh）で試算した場合、見直し前後の電気料金は同水準となりますが、市場価格の下落時と高騰時の料金の変動幅は大きくなります
- なお、実際の料金に適用する基準市場単価については、2024年12月末までに当社ホームページにてお知らせいたします

＜見直し後の基準市場単価を50銭0厘/kWhで試算した場合の変動幅＞

試算条件

■ 平均燃料価格

料金見直し前	料金見直し後
51,000円/kl (2024年4月～6月 の貿易統計価格)	49,800円/kl (2024年4月～6月 の貿易統計価格)

■ 平均市場価格

	料金見直し前	料金見直し後
下落時ケース	6円00銭/kWh	
高騰時ケース	30円00銭/kWh	

* 消費税等相当額、燃料費等調整額を含みます。* 再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

* 力率は100%で算定しております。* 国による電気・ガス料金支援による割引は含みません。

高圧 (電圧6kV)	業務用電力 中小規模のスーパー、事務所など	月額料金・見直し前		月額料金・見直し後	
		下落時ケース	高騰時ケース	下落時ケース	高騰時ケース
		変動幅： 25万円	➡	変動幅： 40万円	
特別高圧 (電圧60kV)	高圧季節別時間帯別電力 工場など	契約電力 150kW	33,000kWh	79万円	104万円
		契約電力 1,300kW	520,000kWh	1,008万円	1,403万円
	特別高圧季節別時間帯別電力A 百貨店、大規模事務所ビルなど	契約電力 4,000kW	1,600,000kWh	2,930万円	4,115万円
	特別高圧季節別時間帯別電力B 工場など	契約電力 6,000kW	2,400,000kWh	4,339万円	6,118万円
		変動幅： 1,186万円	➡	変動幅： 1,920万円	
		変動幅： 1,778万円	➡	変動幅： 2,880万円	

(參考資料)

- ブレンド契約（自家発補給電力^{※2}）について、ベースロード契約種別およびピークロード契約種別に適用する、契約種別の組み合わせを見直します
- ブレンド契約（自家発補給電力以外）については廃止し、新たに卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を反映させる割合を任意で設定いただける、ベーシックプランのオプション契約を設定します

<ブレンド契約（自家発補給電力）におけるベースロード契約種別およびピークロード契約種別の組み合わせ>

	見直し前		見直し後	
	ベースロード契約種別	ピークロード契約種別	ベースロード契約種別	ピークロード契約種別
組み合わせ	① ベーシックプラン	市場価格連動プラン	① 市場調整ゼロプラン	市場価格連動プラン
	② 市場調整ゼロプラン	市場価格連動プラン	② ベーシックプラン	市場価格連動プラン
	③ 市場調整ゼロプラン	ベーシックプラン	③ ベーシックプラン	ベーシックプラン
	④ 市場価格連動プラン	ベーシックプラン	④ 市場価格連動プラン	市場価格連動プラン
	⑤ ベーシックプラン	ベーシックプラン		
	⑥ 市場価格連動プラン	市場価格連動プラン		

※1 1需要場所について2契約種別を適用して1需給契約を結ぶことについて当社との協議が調ったお客さまに適用する契約です。

※2 発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を指します。

- 業務用電力、高圧電力（契約電力500kW以上）、特別高圧電力Aおよび特別高圧電力B（供給電圧60kV以下）について、電力量料金単価の見直しのほか、以下を見直します
- 見直し後の内容について、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまは2025年4月1日より、計量期間等の始期が毎月初日ではないお客さまは2025年4月1日以降の初回の計量日より適用いたします

	見直し前	見直し後
使用電力量の算定	電力量計の読み	30分ごとの接続供給電力量
適用する調整	燃料費等調整	燃料費調整※1 市場価格調整※1
平均市場価格算定期間	ご使用月の5か月前の21日～2か月前の20日	当月（計量期間等の始期が毎月初日ではないお客さまは前月）
ご請求のタイミング	当該一般送配電事業者等から検針結果を受領し、料金の請求が可能となった日	検針日(計量日)に応じて設定した締め日※2 (口座振替日指定サービスを適用されている場合、締め日制により振替日を変更させていただく場合がございます)

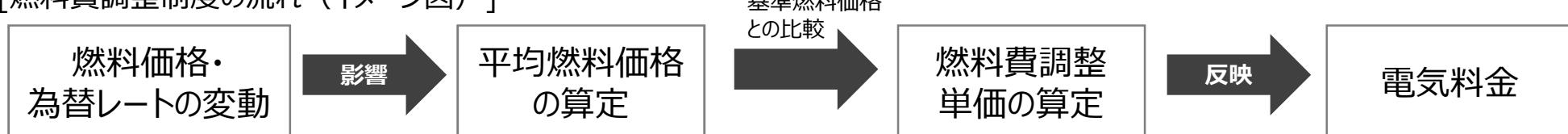
※1 各調整における算定諸元はP14を参照下さい。

※2 電気料金の請求処理を実施する毎月一定の日をいいます。

□ 燃料費調整の仕組み

- ・原油・LNG・石炭それぞれの3ヶ月間の貿易統計価格に基づき、毎月平均燃料価格を算定します。
- ・算定された平均燃料価格と、2024年4～6月の貿易統計価格に基づき設定した基準燃料価格との比較による差分に基づき、燃料費調整単価を算定し、電気料金に反映します。

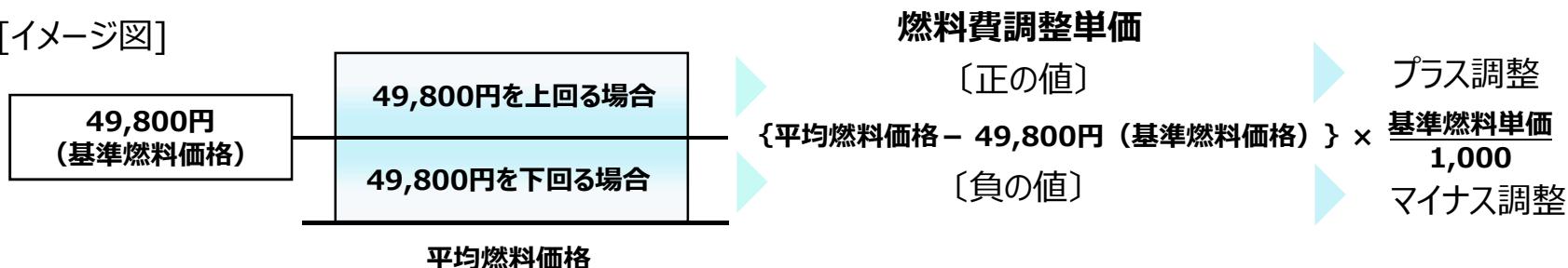
[燃料費調整制度の流れ (イメージ図)]



□ 燃料費調整のプラス・マイナス調整

- ・燃料費調整単価が正の値の場合はプラス調整を、負の値の場合はマイナス調整を行います。

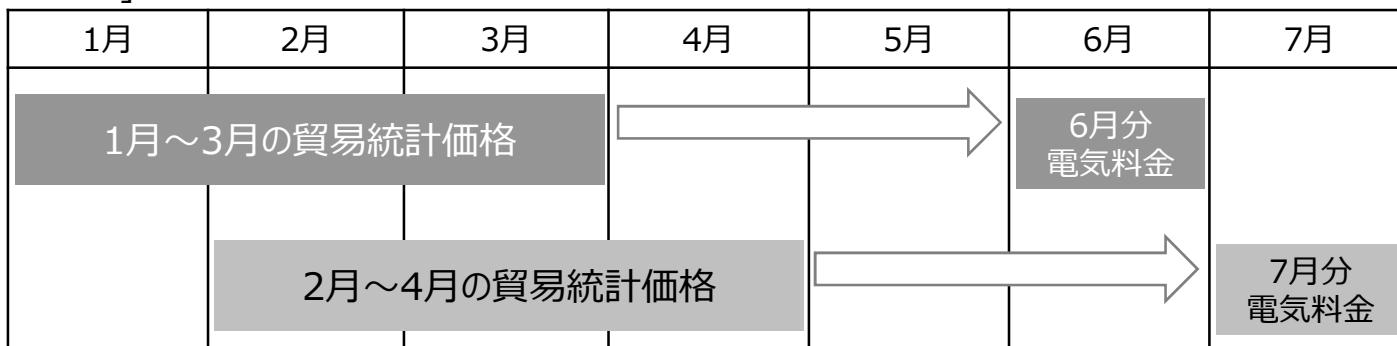
[イメージ図]



□ 燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期

- ・各月分の燃料費調整単価は、3ヶ月間の貿易統計価格に基づき算定し、2ヶ月後の電気料金に反映します。

[イメージ図]



□ 燃料費調整単価の算定方法

- 平均燃料価格と基準燃料単価から各月分の燃料費調整単価を算定いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格}^{②} - \text{基準燃料価格}^{①}) \times \text{基準燃料単価}^{③} \div 1,000$$

①基準燃料価格

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提となる平均燃料価格のことをいいます。
- 2024年4月～2024年6月の貿易統計価格に基づき設定いたします。

②平均燃料価格

- 原油・LNG・石炭それぞれの3カ月の貿易統計価格と下記の算式により、算定いたします。

$$\text{平均燃料価格(原油換算1klあたり)} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A : 3カ月における1klあたりの平均原油価格

B : 3カ月における1tあたりの平均LNG価格

C : 3カ月における1tあたりの平均石炭価格

※ α ・ β ・ γ は、原油・LNG・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、
これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定いたします。

③基準燃料単価

- 平均燃料価格が1,000円/kl増減した場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額のことをいいます。

□ 燃料費調整額の算定方法

- 燃料費調整額は、各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。

□ 市場価格調整の仕組み

- 卸電力取引所における1ヶ月間のスポット市場価格に基づき、毎月時間帯区分ごとの平均市場価格を算定いたします。
- 算定された平均市場価格と、2024年5月～2024年7月のスポット市場価格に基づき設定した基準市場価格との比較による差分により、市場価格調整単価を算定し、電気料金に反映します。

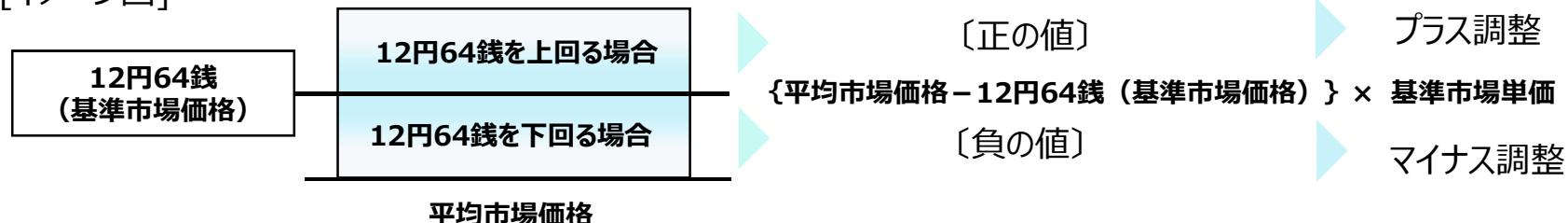
[市場価格調整の流れ (イメージ図)]



□ 市場価格調整のプラスマイナス調整

- 市場価格調整単価が正の値の場合はプラス調整を、負の値の場合はマイナス調整を行います。

[イメージ図]



□ スポット市場価格の算定期間と電気料金への反映時期

- 各月分の市場価格調整単価は、1カ月間のスポット市場価格に基づき算定いたします。
- 電気料金への反映時期は一般送配電事業者等の検針日により、以下のとおりといたします。
 - 検針日が毎月1日の場合は、当月分の電気料金に反映いたします。
 - 検針日が毎月2日から月末までのいずれかの場合は、翌月分の電気料金に反映いたします。

[イメージ図]

①検針日が毎月1日の場合

1月	2月	3月
算定期間 1月 (1月1日～1月31日) の スポット市場価格	算定期間 2月 (2月1日～2月28日 *) の スポット市場価格	算定期間 3月 (3月1日～3月31日) の スポット市場価格
反映 時期 1月分 (1月1日～1月31日) の 電気料金	反映 時期 2月分 (2月1日～2月28日 *) の 電気料金	反映 時期 3月分 (3月1日～3月31日) の 電気料金

②検針日が毎月2日から月末までのいずれかの場合 (例: 検針日が10日の場合)

1月	2月	3月
算定期間 1月 (1月1日～1月31日) の スポット市場価格	反映 時期 2月分 (1月10日～2月9日) の 電気料金	
	算定期間 2月 (2月1日～2月28日 *) の スポット市場価格	反映 時期 3月分 (2月10日～3月9日) の 電気料金

※ 閏年の場合は2月1日～2月29日まで

□ 市場価格調整単価の算定方法

- 平均市場価格と基準市場単価から各月分の市場価格調整単価を時間帯区分ごとに算定いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格}^{②} - \text{基準市場価格}^{①}) \times \text{基準市場単価}^{③}$$

①基準市場価格

- 基準市場価格とは、料金設定の前提となる市場価格のことをいいます。
- 2024年5月～2024年7月のスポット市場価格に基づき設定いたします。

②平均市場価格

- 卸電力取引所における1ヶ月間のスポット市場価格に基づき、毎月平均市場価格を算定します。

$$\text{平均市場価格(1kWhあたり)} = 1\text{ヶ月における時間帯区分ごとの1kWhあたりの単純平均スポット市場価格}$$

③基準市場単価

- 平均市場価格が1円/kWh増減した場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額のことをいいます。

□ 市場価格調整額の算定方法

- 市場価格調整額は、各月の市場価格調整単価に使用電力量を乗じて算定します。

- 燃料費等調整とは、火力燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格変動および卸電力取引所におけるスポット市場価格※の変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する仕組みです

□ 燃料費等調整単価の算定方法

- 平均燃料価格と基準燃料単価から燃料価格調整項を、平均市場価格と基準市場単価から市場価格調整項を算定し、それを作成したものを各月分の燃料費等調整単価として算定いたします。

$$\begin{aligned}
 \text{燃料費等調整単価} = & \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価}}{1,000} \\
 & + \frac{(\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}}{1,000}
 \end{aligned}$$

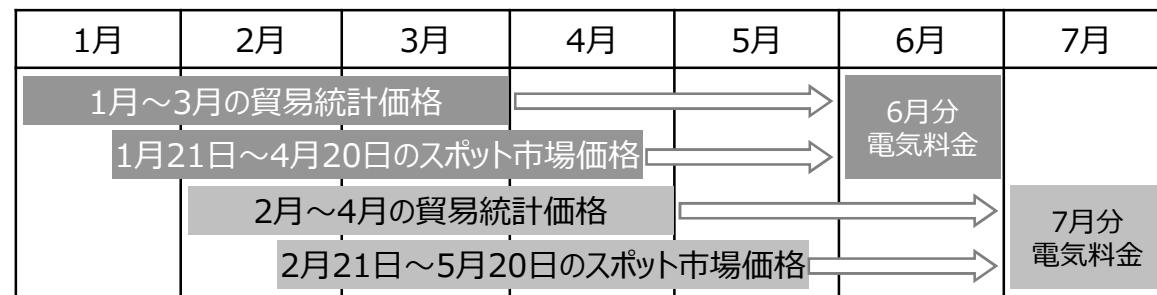
□ 燃料費等調整単価の電気料金への反映

- 燃料費等調整額は、各月の燃料費等調整単価に使用電力量を乗じて算定します。



□ 燃料価格およびスポット市場価格の算定期間と電気料金への反映時期

- 各月の燃料費等調整単価は、3ヶ月間の貿易統計価格およびスポット市場価格に基づき算定し、燃料価格は2ヶ月後、スポット市場価格は約1ヶ月半後の電気料金に反映します。



※スポット市場価格として参考する価格は、お客様の電気のご使用場所が属するエリアのスポット市場価格として卸電力取引所が公表した値を用います。

ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等に基づき、当社が決定した値といたします。

- エネルギーセキュリティや電力の安定供給を確保するために有効な原子力発電の具体的な再稼働時期は未だ見通せていない状況にありますが、今回算定した2025年度の料金も電源調達費用等の抑制による最大限の原価低減を図る観点から、東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所が1基稼働しているものとして織り込みます
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の実際の再稼働時期については、現時点で具体的にお示しできるものではなく、あくまで料金算定上の仮置きとなります。東京電力ホールディングス株式会社は、地元地域や社会の皆さまからのご理解をいただけるよう、引き続き、発電所の安全性の向上に最善を尽くすとともに、こうした発電所の状況を丁寧に説明してまいります